

当別町 PR 誌作成業務委託公募型プロポーザル方式企画提案説明書

1 業務概要

(1) 事業名

当別町 PR 誌作成業務委託

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「当別町 PR 誌作成業務委託企画指示書」を参照

(3) 履行期限

令和 5 年 3 月 31 日

(4) 発注者

当別町

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- ① 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他の法人（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体を除く。）。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 当別町財務規則（昭和 44 年当別町規則第 12 号）第 122 条の規定に該当する者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ⑥ 法人税と消費税及び地方消費税、道税、町税を滞納している者でないこと。
- ⑦ 適正に業務を遂行するため、過去に本件と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。
- ⑧ 事業の確実な実施のため、責任者のほか業務に従事できる者が、2 名以上確保できる体制であること。

3 参加表明書及び必要書類の提出、資格要件の確認

(1) 必要書類

- ① 当別町 PR 誌作成業務委託公募型プロポーザル参加表明書（別記第 1 号様式）
- ② 契約履行実績を確認できる資料（契約書または請書の写し、成果品等）
- ③ 法人登記事項証明書または登記簿謄本（写し可）
- ④ 納税証明書
 - ・法人税と消費税及び地方消費税（税務署納税証明書その 3 の 3）
 - ・道税（道税事務所納税証明書「資格審査請求」）
 - ・町税（課税対象法人に限る、当別町税務課発行の納税証明書）※過去 3 ヶ月以内の証明とする。（写し可）

(2) 提出方法

提出場所に持参または郵送（郵便書留に限る。）して下さい。

持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで。

ただし、最終日は、15時までとする。

(3) 提出場所

当別町企画部セールス戦略課ふるさとプロモーション係

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

TEL 0133-23-3042 (直通)

MAIL shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp 担当 高田 龍一

(4) 提出期限

令和4年9月2日(金) 15時(必着)

(5) 参加要件の確認

- ① 参加表明書のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を受けることが適当と認められる者に対して、参加表明書の提出期限後2日(休日を含まない)以内に、参加資格の確認と併せて企画提案書の提出を書面により要請します。
- ② 参加表明書のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、参加表明書の提出期限後2日(休日を含まない)以内に、その旨を通知します。
- ③ 前号の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して4日以内に書面により理由を求めることができます。
- ④ 前号の要求があった場合は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して4日以内に書面により回答を通知します。

4 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出部数及び書式

正本1部、副本10部を提出して下さい。

別添様式の表紙を付けて下さい。事業者名は、正本1部のみ記入し、副本10部には、事業者名を全く記載しないで下さい。

事業者名を記載しない10部については、表紙の企画提案者の欄及び「1会社概要」の「会社名」から「従業員数」の欄までを空欄にし、企画提案者全体にわたって事業者名は、「弊社」等の匿名で記載して提出して下さい。

また、書類は必ずダブルクリップ等で留めて下さい。(ホチキス不可)

(2) 提出方法

提出場所に持参または郵送(郵便書留に限る。)して下さい。

持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで。

ただし、最終日は、15時までとする。

(3) 提出場所

3の(3)に同じ。

(4) 提出期限

令和4年9月22日(木) 15時(必着)

(5) 企画提案書の作成上の留意事項

別添「企画提案書作成要領」を参照

(6) 企画提案書の受理

提出を受けた企画提案書について、記載すべき事項の過不足等の有無について、外形審査を行い、参加資格要件を再度確認した上で、適正と認められるもののみ受理します。

5 企画提案書に関する質問

(1) 受付方法

質問は「企画提案書に関する質問書」(別記様式第2号)により、電子メールにて3の

(3)に記載の担当部署へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、

質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

(2) 受付期限

令和4年9月9日（金） 17時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和4年9月13日（火）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。

6 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者からの企画内容・考え方について、書類審査及びヒアリングにより、以下の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定するものとします。

(1) PR誌のページ構成案について

(2) PR誌の表紙案について

(3) 「北欧の風 道の駅とうべつ」・「ロイズタウン駅」・「スウェーデンヒルズ」・「とうべつ学園」の各誌面企画構成案（見せ方、表現方法）について

(4) 独自提案について

(5) 業務処理体制について

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

本業務は、町が持つ魅力や価値の発信に向けて、様々な観点からの表現力、構成力が必要であり、より良い工夫が求められることから、様々な企画及びアイデアを公募し選定することで、業務の効果的かつ円滑な実施が図られるものと期待されるため、見積金額の多寡のみによって委託先を決定するものではなく、委託の相手方を公募型プロポーザル方式により選考することとし、その結果に基づき、選考業者と見積合せを実施し、契約する。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入又は借入、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売り払いその他の契約でその性質上又は目的が競争入札に適していないものをするとき）に基づき、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して、別途作成・提示します。

9 スケジュール（予定）

参加表明書の提出期限	9月2日（金）
企画提案書提出要請	9月5日（月）
企画提案書に係る質問書の提出期限	9月9日（金）
質問に対する回答期限	9月13日（火）
企画提案書の提出期限	9月22日（木）
企画提案書のヒアリング及び審査	10月4日（火）

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語と日本円
- (2) 無効となる参加表明書または企画提案書
 - ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に、適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 企画提案書参加事業者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加事業者として選定されなかった事業者及び企画提案参加事業者のうち企画提案内容を選定されなかった事業者に対して、その旨を書面により通知します。
- (4) その他
 - ① 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
 - ② 提出された参加表明書及び企画提案書は、本事業選定に関する事以外には、提出者に無断で使用することはありません。
 - ③ 提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲または場合において、複製を作成することとします。
 - ④ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は、認めません。
 - ⑤ 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しません。
 - ⑥ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとします。
 - ⑦ 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできません。